

2012年8月1日 全12頁

中国経済：経済大国が抱える貧困と所得格差

常務理事 金森俊樹

[要約]

- 中国では昨年、貧困基準が大幅に引き上げられた。中国は、以前から明示的に貧困削減対策に取り組んできており、貧困人口の削減という点では、国際的に見ても大きな成果を挙げている。他方、貧困対策関連支出の有効性・妥当性については、その資金管理等の面で、様々な問題が指摘されている。
- 中国が貧困基準を引き上げるのは、国内的には、貧困問題に積極的に取り組んでいることを示す一方、国際的には、中国がなお多くの貧困人口を抱えた途上国であると主張する意味がある。
- 高成長の下での貧困の存在は、所得格差の拡大を意味している。格差拡大の社会的影響、今後の見通しについては、経済成長や経済発展段階との関連で検討する必要がある。
- 巨額の「隠れた収入」の存在は、貧困問題や所得格差等の面で、様々なインプリケーションを有している。特に、その存在が、貧困の緩和、ひいては社会の安定に繋がっているという皮肉な側面も考えられ、そうであるとすると、「隠れた収入」にどう対応するのか、問題は複雑である。

本稿は、外国為替貿易研究会発行「国際金融」2012年7月号に掲載されたものを加筆修正の上、転載している。

1 貧困問題への取組み

昨年 11 月 16 日、中国国務院弁公室は、2001 年以来 10 年ぶりとなる「農村貧困削減に関する白皮書」を発表した。高成長を続け、GDP 規模で世界第二位となった中国だが、所得格差が拡大する中で、貧困問題の解決は、依然として重要な政策課題になっていることが改めて示された。

(1) 白皮書に見る中国の貧困人口、貧困対策の現状

白皮書によれば、農村貧困人口は 2000 年の 9,422 万人から、2010 年末には 2,688 万人、対農村総人口比で見ても、10.2% から 2.8% へと大幅に減少した。同期間、592 の貧困救済重点地域で、一人当たり生産額は 2,658 元から 11,170 元、年平均 17% 上昇、また農民一人当たり収入は 1,276 元から 3,273 元、年平均 11% (何れも物価上昇分未調整) の上昇と、何れも全国平均を上回った。貧困救済目的の中央・地方の財政支出は、2001 年の 127.5 億元から 2010 年 349.3 億元に増加、10 年間の総支出は 2,043.8 億元にのぼった。うち中央の支出は 2001 年 100 億元から 2010 年 222.7 億元へと年平均 9.3% の増加、10 年間の累計投入額は 1,440.4 億元である。総支出 2,043.8 億元の 71.3% にあたる 1,457.2 億元は、中央・地方政府が指定した貧困救済重点地域に投入された。その後、昨年 12 月、財政部が明らかにしたところによると、貧困救済目的も含め、農村支援の中央の財政支出は、2010 年 1,618 億元、2011 年 2,000 億元以上 (うち貧困救済目的は 270 億元)、2012 年も大幅に増やし、特に貧困救済目的予算は前年比 20% 以上の増加を示している。

白皮書では、中央・地方の貧困救済対策の特徴として、以下の 3 点が指摘されている。

- ① 資源の開発や商品の生産増を通じ、貧困地域が市場原理に誘引されて自立的に発展できるようにする。
- ② 貧困救済開発規則に沿い、毎年、貧困救済重点地域を対象に財政資金や外部資金 (援助資金) を不断に投入し、党、中央政府、各地方政府、軍、警察など関係組織が一丸となって取り組む。
- ③ 地域内の相互扶助、地域の主体的な参加を図る。

(2) 貧困基準引き上げの意味

中国では以前から、急速な経済成長に比し、貧困基準の引き上げが追いついていないとの認識から、基準は年々引き上げられてきた。以前は絶対貧困と低収入者が区分され、2007 年時点で、年間収入ベースで、絶対貧困は 785 元以下、低収入 1,067 元以下とされていたが、2008 年に貧困基準として 1,067 元に統一され、2009-2010 年には、これが 1,196 元に引き上げられた。

さらに 2011 年、上記白皮書の発表後、11 月 29 日の中央扶貧（貧困救済）開発工作会議で 2,300 元にまで引き上げられた。2010 年末の同工作会議では 1,500 元とする案が検討され、2011 年 4 月に同案が国務院に提出され、その後、1,800 元、2,300 元など複数の案が検討された模様であるが（2011 年 11 月 30 日付第一財經日報評論）、最終的に、大幅引き上げとなる 2,300 元が採用された。

大幅な引き上げについては、内外で妥当と評価する声が多い。たとえば社会科学院農村發展研究所研究員は、經濟成長率との関係、また国際的水準から見ても、従来の貧困基準は低すぎたとしている。さらに同研究員は、最低収入保障制度（低保）の対象が 1,800 元以下という現状で、貧困基準がこれ以下であると、貧困問題はないというおかしなことになるとし、また旧水準のままでは、所得格差が拡大し、ジニ係数が上昇しているにもかかわらず、貧困発生率は下がっているという、実態を反映しない状況にもなっていたので、今回の大幅な引き上げは適切であると評価している（上記第一財經日報）。それでも、引き上げ時の名目為替相場（1 ドル約 6.3 元）で見ると、新基準は 1 日 1 ドルという国際的に見れば古い基準を前提にしていることは明らかである。中国農業人文發展学院の研究者は、1 日 1.25 ドルという現在の国際基準ですら、採用しているのは最貧国等少数で、多くの国はすでに実態的には 2 ドル基準であるとし、その場合は、中国の貧困人口は 2.35 億人になるとする。その上で、同研究者は、（中国ではすでに貧困問題は解決されたのだから、もっと最貧国を援助していくべきだという国際的議論になるおそれがあるという意味と考えられるが）、貧困基準が低すぎると、貧困人口が少ないことになって、開発援助分野での中国に対する国際的圧力が増すおそれがあり、早急に貧困基準をもっと引き上げるべきと主張している（2011 年 11 月 30 日付京華報）。ただし、人民元の名目為替相場はなお過小評価されている可能性があり、基準は、見かけほどは低くないかもしれない。以前から、中国の貧困基準は低すぎて、貧困の実態を反映していないとしていた世界銀行のエコノミストも、2005 年購買力平価（PPP）で測ると、新基準は 1 日 1.8 ドルに相当し、中所得国の平均的な貧困基準になっているとしている（2011 年 12 月 4 日付中国扶貧網）。

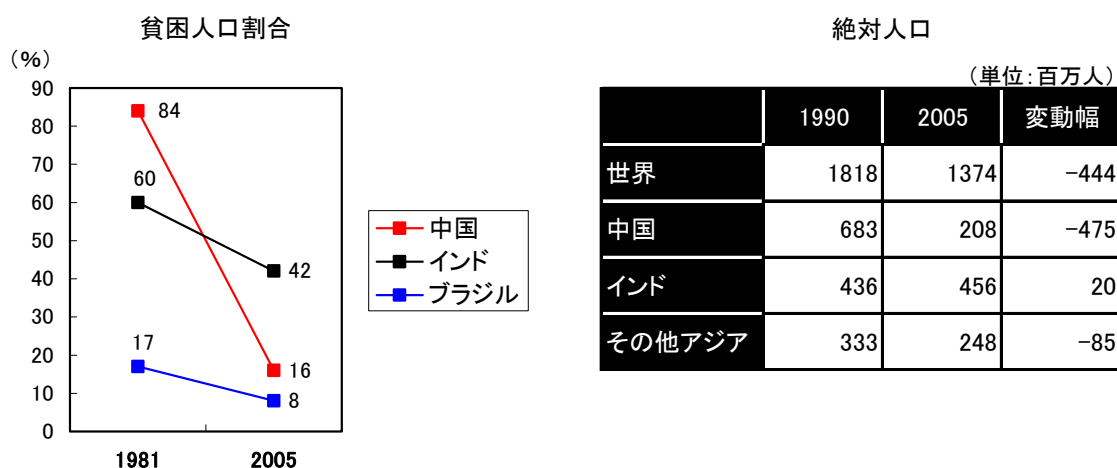
新基準では、白皮書で 2,688 万人に減少したとされる貧困人口が、7、8 千万—1 億人程度にまで増加する見込みである（前出、社会科学院農村發展研究所研究員推計）。別途、2011 年のアジア開発銀行（ADB）の推計では、1 日 1.25 ドル以下では 6,655 万人、2 ドル以下で 2 億 4,300 万人とされており、正確な貧困人口はなかなか把握し難いが、基準変更で、国内的に貧困と認定される人口が大きく増えることは間違いない。中国にとって、貧困基準の引き上げは、国内的には貧困問題、所得格差問題を政府が重視していることを示す意味がある一方、対外的には、中国がなお多くの貧困人口を抱えた途上国であることを主張できるという 2 重の意味がある。

（3）成果を挙げてきた中国の貧困対策

中国は 1980 年代半ばから貧困削減政策を明示的に掲げ、「国家八七扶貧攻堅計画（1994—2000 年）」、「中国農村扶貧開発綱要（2001—2010 年）」、「中国農村扶貧開発綱要（2011—2020

年)」といった計画を策定・実施してきた。多くの人口を貧困から救済したという点では、疑いなく国際的に見ても際立った成果を挙げてきた。2011年世界銀行調査レポート「貧困削減：ブラジル、中国、インド比較」では、1981-2005年、3カ国とも、1日1.25ドル以下で暮らす絶対貧困層の対総人口比率は低下しているが、その程度を見ると、中国 84%⇒16%、ブラジル 17%⇒8%、インド 60%⇒42%と、中国のパフォーマンスが際立っている。絶対貧困人口では、1990年から2005年にかけて、中国では4億75百万人減少したが、これは同期間、世界全体で減少した貧困人口4億44百万人をも上回る（言い換えれば、中国以外では、むしろ貧困層が増えた地域がある）。本年2月に開催された国連経済社会理事会、世界の貧困問題を討議する委員会においても、中国は途上国の中で唯一、貧困削減の面でMDG（Millennium Development Goal ミレニアム開発目標）を前倒しで達成している国であるとして、高く評価されている（2月3日付 China Radio International）。しかし、所得格差の面では、中国が3カ国の中で最も拡大している（ブラジルは逆に縮小）。

図表1 貧困人口割合・絶対人口



(出所) 世界銀行、IMF “Regional Economic Outlook (REO): Asia and Pacific, October 2011” より大和総研作成

(4) 貧困対策の問題点と課題

1月30日付中国ネットワークテレビ台等、中国の多くのサイトが、昨年11月に貧困重点地域に指定された湖南省新邵県武陵山片区で、「国の貧困重点地域の仲間入りに成功したことを熱烈に歓迎、地区は国家が貧困と闘う主戦場に～新邵共産党委、人民政府宣伝部」と題した写真が微博（ウェイボー）に掲載されたことを報道し、ネット上で「貧困重点地域に指定されたことが、どうしてめでたいのか」といった批判的な書き込みが多く寄せられていることを紹介した。報道によれば、共産党委や県宣伝部は承知していないことだったとしている。また各紙は、11月貧困重点地域に指定されたことが中央より県に伝達された際、県のウェブサイトには、「大変な吉報（特大喜讯）」と記載されたことも紹介している。同県は、すでに西部大開発の重点地域、

砂漠化防止の試行地域等 10 に及ぶ「帽子」をかぶっており、11 次 5 カ年計画期間中には、年平均 27.6% の伸びで、総額 10.67 億元に及ぶ補助を受け取っている。全国的には、1985 年から 93 年にかけて、貧困人口は減少したにもかかわらず、貧困重点地域は 592 まで増加し、その後、2001 年に、沿海部の一部地域の指定が取り消されたが、中西部の地域が新たに指定されたため総数は減らず、以後現在に至るまで見直しが行われてこなかった（以上、1 月 31 日付都市快報）。今回、貧困重点地域に指定されたことにより、同県は、毎年さらに 5.6 億元支給されることになるという（1 月 31 日付中国広播網）。こうしたことから、かなりの地域で、すでに経済が良くなって貧困から脱しているにもかかわらず、なお貧困地域という帽子は脱がずに補助金を受け取り（脱貧不脱貧困帽）、それを貧困救済以外に使用して、政治面での業績（政績）としているといった例が後を絶たない（3 月 13 日付中国経済週刊等）。言い換えれば、貧困地域は、経済発展を志向する一方で、貧困という帽子は絶対に手放したくないという自己矛盾的な心理を有した存在となっている。ただし新邵県については、その後 3 月 19 日、國務院弁公室が発表した「国家扶貧開発工作重点県名単（リスト）」には入っておらず、貧困重点地域の総数は 592 と変更ない旨であり（3 月 21 日付第一財經日報評論）、本件をめぐって「声高に貧困であることを主張した（高調炫貧）」同県（同評論）の対応、一連の混乱が影響した可能性がある¹。何れにせよ、こうした状況下で、貧困からの明確な「退出」ルールを設けるべきとの指摘（社会科学院農村發展研究所、2011 年 11 月 30 日付京華報）、またそのためには、指定にあたっての客観的かつ公正な基準が不可欠（逆に言えば、現状そういった基準がない）であるとの指摘が出されてきている（3 月 23 日付光明網）。

貧困ラインの定義見直しに合わせて、将来的に、低保のラインも引き上げられ（貧困ラインの定義と低保のラインは自動的にリンクしていない模様）、また、その他の一般的な貧困救済関連支出も増加することになるだろう。後者は大部分（少なくとも 70% 以上）が貧困地域のインフラ整備に当てられ、農民に直接行き届く分は少ない。貧困救済重点地域への一般的な貧困救済関連支出が、当該地域のインフラ整備に対する中央からの財政補助という色彩が強いのに対し、低保は言わば生活保護手当で、直接貧困層に現金が支給される（はずである）ので、所得再配分効果は高い。中国では、従来、インフラ整備に充てる貧困救済関連支出を通じて貧困救済に一定の効果は挙げてきたものの、所得格差の是正までは図れなかった。このため近年になって、所得分配に直接影響を与える低保に力を入れるようになってきたというのが現状であろう。もとより貧困解消⇒格差是正⇒消費拡大のルートを確保することは、現行 12 次 5 カ年計画で目指している、内需主導型への發展モデルの轉換のためにも不可欠となる政策課題である。実際、貧困救済重点地域の 2010 年消費伸びは 12.4%（物価調整後でも 8.5%）と、農村全体の伸びを 2.6% ポイント上回っており（2011 年 11 月 30 日第一財經、民生証券アナリスト）、貧困救済が消費等内需拡大に与える効果は、ある程度実証済みと言えよう。貧困削減をめぐる中国のこれまでの顕著な成果と、他方でその過程で生じた所得格差の拡大という現象は、貧困問題解決のため、成長重視のマクロ的アプローチと、所得再配分効果の高いミクロ的、直接的な

¹ 3 月 23 日付光明網は、もともと同地域は、2011 年に扶貧対策の大幅見直しが行われた際に新たに設けられた「集中連片特困地区」への指定が決まっただけであり、これは従来からの「国家級貧困県」とは異なるものであることから、リストに載っていないのは当然であるとしている。

アプローチのバランスをどうとっていくのかという、古くて新しい、そして普遍的な問題を改めて提起している。

中国国内には、低保も含め、貧困関連財政支出のあり方、その資金管理全般に対する問題点を指摘する声も出てきている（3月21日付第一財經日報評論）。それによると、貧困関連財政支出は、國務院扶貧弁公室⇒各省扶貧弁公室⇒各市・県扶貧弁公室というトップダウン型の行政システムによって閉鎖的に管理運営されている結果、次のような問題が生じている。

- ① 貧困対策関連の官僚機構の行政経費が大きい。2011年から開始されている「3公経費」の公開（公用車、公用出張、公費接待）によると、一人当たり3公経費は、行政機構の中で、國務院弁公室が最も大きい。
- ② 貧困対策関連予算の配布が、資金の横領を誘発している。たとえば2009年雲南省では、出納担当者が、80万人民元の貧困対策予算を横領して、宝くじ購入資金に充てたとして、禁固13年の判決を受けた。
- ③ 貧困対策関連の制度の立案・執行にあたっての地方政府の権限が強く、かなりの貧困対策予算は、実際に貧困層には行かず、地方政府が他の用途に流用している。貧困対策予算のおよそ5分の1程度は、地方政府によって流用され、なかには庁舎建設費用に充てられた例もある。

貧困対策予算の漏出が大きく、それが実際の貧困救済に回らないという問題が発生するのは、財政支出の配分・移転が過度に官僚機構に依存し、その運営管理に透明性が欠けていることにあるとし、非政府組織の活用が、予算の効果的配分や汚職の防止に有効であるとされている。本問題が、官僚機構への一定の批判にまで繋がっていることは注目すべきであろう。

2 貧困問題をより深刻にする格差の拡大

高成長が続く一方で、貧困問題がなお存在しているということは、とりもなおさず、所得格差が拡大傾向にあることを意味しており、これが現下の中国経済が抱えるもうひとつの大きな問題である。特に都市住民と農民の所得格差、沿海部と内陸部の収入面での地域格差が、以前から指摘されている。

(1) 所得格差をめぐる最近の動向

中国国家统计局が発表する統計や社会科学院の推計によると、所得上位層10%の平均所得は下位層10%の23倍程度とされる（両端格差）。また、上位10%の人口が40-45%の富を支配する一方、底辺10%の人口が保有する富は2%にすぎない（何れも2000年代半ば～後半の時期）。また、都市部と農村部の一人当たり所得の比率は、3.23:1（2010年）と、改革開放以来、最大の格差となった。本年5月に西南財經大学が発表した「中国家庭金融調査報告」で最近の状況を見ると、2011年時点で、世帯当たり保有資産平均額は、都市部247.60万元（金融資産は11.20

万元)、農村部 37.70 万元(同、3.10 万元)と、格差は 6.6 : 1(同、3.6 : 1)、平均可処分年
収入では、都市部 70,876 元、農村部 22,278 元で、格差は 3.2 : 1、さらに、0.5%の世帯が可処
分年収入 100 万元を超えており、収入上位 10%の世帯が 57%の収入を支配している。金融先進
国の中で所得格差が比較的大きいと言われている米国の場合、上位所得層 1%の人口が 23.5%
の富を支配し(2007 年、米国議会予算局)、両端格差は 14 倍、比較的格差が小さいものの、近
年は拡大傾向が見られる日本は、上位 1%が 9.2%の所得を支配しており、両端格差は 10 倍(2008
年、OECD)と言われており、日本はもちろん、米国と比べても、中国の格差は深刻である。

現行第 12 次 5 年計画(2011-15 年)では、発展方式の転換に加え、「人民生活の改善を
図ること、そのために、都市部で新たに 45 百万人の雇用機会を創出し、経済成長と同程度(7%
程度)の収入の伸びを実現すること、合理的な所得分配状況を速やかに形成すること、社会保
障制度を改善していくこと」が目標として明示的にうたわれ、成長の成果が広く一般に行き渡
ることが目指されている。所得格差是正の最も有効な直接的手段は、最低賃金の引き上げであ
る。2 月 8 日、全国ベースの 5 年計画に対応して、労働・社会保障部、財政部、発展改革委
員会、教育部等関連 7 部門が共同で発表した「促進就業規画(2011-2015 年)」では、計画期
間中の最低賃金水準の年平均伸び率を 13%以上としているが(これによって、大部分の都市部
では、最低賃金水準の当該地区平均給与に対する比率が、現在の 20-30%から 40%以上にまで
上昇するという)、これは、5 年で最低賃金水準がほぼ倍増することを意味する。その他、同
規画は、都市部の就業者を 4,500 万人、農村から移動してくる労働者を 5,000 万人増やすこと、
95%以上の都市部で、就業支援サービス・プラットフォーム(基層労働就業服務平台)を設立
すること、職員組合の形成を促進し集団交渉による賃金上げのメカニズムを強化すること、
具体的には、現在、かかるメカニズムを有している企業は全体の 50%程度だが、これを 2015 年
までに 80%に引き上げるとしている(発展改革委、2 月 9 日付 China daily、8 日付京華報)。
しかし、格差の主たる原因が、収入にあるのか富の所有にあるのかについての認識がなお共有
されておらず、またアプローチを市場経済理論に基づくものとするのか、中国の実態を踏まえ
たものとするのかの違いもあり、格差に対する共通の認識ができておらず、是正のための方策
については、なお様々な意見があるようであり、同規画でも、「収入分配改革方案」につい
ては引き続き検討し、細部をまとめるのになお一定の時間が必要であるとされている(2 月 8 日
付環球時報)。

国家統計局は、2008 年まで所得格差の程度を示す代表的指標であるジニ係数²を発表していた
が(その後発表を中止した経緯は後述)、それによると、1978 年から始まった改革開放以前は
0.16 にとどまっていた同係数は、その後改革開放の過程で一貫して上昇し、2008 年には 0.47
と、一般的に社会不安等が生じやすい危険水準と言われる 0.4 を大きく超えている。他方、リ
ーマン・ショックに端を発する世界的金融危機の影響に対処するため、2008 年 11 月に打ち出さ
れた 4 兆元の大型景気刺激対策が、国際的な金融危機の影響を相対的に強く受けて成長率を落

² 所得の不平等の程度を示す代表的な指標。横軸に所得の低い人を順番に並べ、縦軸にその累積所得額の全所得
に対する比率をとり、描かれる所得分布曲線と 45 度線との乖離割合を係数にしたもの。完全に平等の場合はゼ
ロ、一人に全所得が集中している場合は 1 になる。

とした沿海部ではなく、むしろ内陸部のインフラ整備に向けられ、農村での雇用機会の創出、出稼ぎ労働力の需給逼迫、賃金上昇という現象が生じたことから、近年、格差問題にやや変化も見られる。こうした格差を巡る議論、現状をどうみるべきか。

図表2 ジニ係数の推移

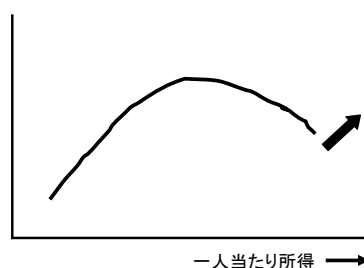
時期	ジニ係数	時期	ジニ係数
改革開放前	0.16	2000年	0.41
1980年	0.23	2005年	0.45
1985年	0.34	2008年	0.47
1990年	0.35		

(出所) 中国国家统计局より大和総研作成

(2) ジニ係数とクズネッツ曲線

近年、中所得国の仲間入りを果たした中国でも、「中所得経済の罍（中等収入陥阱）」に陥るリスクについて、昨今多くの議論がなされているが、一般的に罍に陥る大きな原因のひとつは、所得格差が拡大し、中間層が育ってこないことにある。いわゆるクズネッツ曲線³に沿って言えば、格差を縮小させていくことが、罍に陥らず高所得経済へ移行していくための必要条件ということになる。中国のこれまでの急激なジニ係数の上昇は、低所得国から中所得国へ移行する段階で、クズネッツ曲線の逆U字曲線を上がっていった過程と捉えられるが、これがピークを迎えつつある可能性はある。これは、最近しばしば言及される、中国はすでにルイス転換点⁴を通過したという見方とも合致する。今後、ジニ係数が逆U字曲線に沿って下がり始めれば、高所得経済への移行の展望が開けてくる。

図表3 クズネッツ曲線



(出所) 大和総研作成

³ 経済成長と所得分配の関係を説明する仮説。成長の初期の段階では、うまく成長に乗る者と乗り遅れる者の間で格差が広がるが、成長が進むに連れ、賃金が上がり、成長の恩恵が幅広く行き渡るようになって、格差が縮小するというもの。従って、横軸に一人当たり所得、縦軸にジニ係数をとると、ちょうどU字を逆さまにしたような曲線になる。

⁴ 工業化の初期段階では、余剰労働力を抱えた農業部門から工業部門へ安価な労働力が移転されるが、工業化の進展に伴い、農業部門の余剰労働力が底を尽き、労働需給が逼迫、賃金が上がり始める。この転換点を指す。

しかし、必ずしも楽観はできない。そもそもクズネッツ曲線もルイス転換点も経験的概念で、理論的フレームは判然としない。曲線に沿って、高所得経済への移行に伴い、特段の政策努力なしで、格差が是正されていくというわけではなく、また、最近の先進国の状況をみると、特に情報化や革新的金融技術の急速な進展の影響を受け、縮小し始めた格差が再び拡大する傾向も見られる（言い換えれば、曲線は単純な逆U字型ではなく、むしろW字型）。現在の中国は、完全に先進国の仲間入りはしていないが、情報化等、先進国と同様に進んでいる面も多く、「何もかもが混在する mixed bag」の状態にあり、一段の政策努力がなければ、格差がさらに広がっていく可能性は十分ある。

（3）パレート改善と所得格差拡大

胡錦濤政権にとって（そして、これまでの政権にとっても）の最大の政策課題は、一貫して「社会の安定」確保であり、指導層が交代しても、この点が変わることは考えられない。胡錦濤政権が発足以来、「和諧」（ハーシェ）社会をスローガンに掲げ、西部大開発、東北振興、中部勃興と立て続けに相対的に遅れた地域の開発を目的としたイニシアチブを打ち出してきたのは、まさに所得格差、地域格差の拡大が社会の不安定要因になりうるという強い懸念を指導層が持ったためであろう。それでは、実際のところ、格差問題がどの程度、社会の安定を脅かす要因になりうるのか？中国学者の暴動の調査等によると、格差が引き金となって暴動が発生するという事例がかなりみられるということだが、信頼に足る公式のデータがないのでよくわからない。決して楽観はできないが、基本的には、格差が広がっても、低所得者、また発展の遅れた地域の状況が良くなっている限り（つまり、いわゆる経済のパレート改善⁵が進んでいる限り）においては、そして、人々が、政府に信頼を置いている限りにおいては、格差問題が決定的な社会不安要因になることはないだろう。中国の場合も、「社会主義市場経済」の旗の下で市場経済を導入し高成長を遂げてきたが、そもそも市場経済はパレート改善を図りながら、経済のパレート最適状態を達成するもので、本来、分配問題について、何か処方箋を提示するメカニズムではない。改革開放以来の中国の歴史も、市場経済化を通じて高成長を遂げ、全体として人々の生活水準が底上げされてきたことにより、格差の拡大が決定的な不安定要因にならずに済んできた歴史であったと言える。

結局のところ、一部の人々が貧困から抜け出していく発展過程で、格差が拡大するのはある程度やむをえず、それが低い労働力コスト、製造業の輸出競争力強化を通じ高成長を支えた要因でもある（有名な鄧小平の「讓一部分人先富起来」、先に一部の人を豊かにしていくという言葉は、この点を見通したものであったと理解することができる）。かつての日本の高度成長期も、ちょうど都市と地方の大きな格差が縮小し、地方もかなり豊かになってきた時点で、高度成長期も終わりを迎えた。その意味では、中国の格差拡大も、ある程度、高度成長を支えてきた必要悪と言えるかもしれない。しかし中国も今後、長期にわたって、これまでのような高

⁵ 完全な市場メカニズムは、「他の誰かの利益を下げることなしには、誰の利益も上げることができない」という、一種の最適状態（パレート最適）を達成するとされる。逆に「他の人の利益を損なうことなく、誰かの利益を改善させる」のがパレート改善。

成長を続けていくことはできない。成長が鈍化し始め、パレート改善を図ることが難しくなってくるにしたいが、社会安定確保のため、所得格差是正への政府の取組み強化の必要性が高まってくる。それに対し、人々が、政府の取組みは不十分で、信頼を置けないと感じ始めた時、格差問題が決定的な社会不安要因になってくる危険性は排除し得えない。

3 隠れた収入と貧困・所得格差問題

中国では多くの人々が、表に出てくる正規の給料だけ見ても、あまり意味がないと指摘する。筆者の何人かの中国人の知り合いも、周りの友人はみな、正規の給料以上の表に出ない収入を得ていると言う。これは、特に公務員や大型国有企業の幹部らが、給料の形ではない様々なFRINGE・ベネフィットの恩恵を受けていること、また現金収入についても、「白色収入（合法的な正規の収入）」以外に腐敗や汚職による非合法的な「黒色収入」、白色と黒色の中間である「灰色収入」が大きいと見られるためである。そして、こうした黒色収入、灰色収入が、表に出ない隠れた収入「隠性収入」⁶の大半を占めているというわけである。しかし、上記友人らの言い振りからすると、こうした隠れた収入の存在は、中国社会の中で、より広範かつ一般的のようであり、それだけに、その所得格差や貧困問題等に与える意味合いは複雑である。

(1) 隠れた収入はどの程度なのか

隠性収入の推計を専門にしている中国人学者によると、2008年の隠性収入総額は約9.3兆元（同年GDP31.6兆元の約30%の規模）と増加傾向にある。そのうち80%は高額所得上位20%の層、62%が上位10%の層に帰属している⁷。よって、通常統計では、上述のように、上位10%の平均所得は下位10%の23倍と言われているが、実際には65倍の格差がある。推計の根拠としては、国家統計局の発表している城郷居民貯蓄増加額は3.5兆元だが、銀行側の統計によると、銀行に貯蓄された金額は4.5兆元増加、この他に、個人が住宅を購入した資金が1.8兆元、自ら住宅を建築した資金が7千億元、個人の株式・その他金融商品への投資が1.5兆元、実物投資が2.5-3.5兆元で、これらを合算すると11-11.5兆元と、公表されている城郷居民貯蓄増加額3.5兆元の約3倍となり、統計局によって把握されていない貯蓄額は7-8兆元、これに消費遺漏分を加味すると、把握されていない収入は9.5-10兆元、固めに見て9.3兆元というわけだ（以上、中国改革基金会国民経済研究所副所長が、上海交通大学海外教育院主催シンポジウムで明らかにしたもの、1月11日付人民網）。もし、このような巨額の隠性収入が存在するとなると、それはどのようなインプリケーションを持つことになるだろうか。

⁶ 「隠性収入」という用語は、中国社会科学院が編集した「現代経済辞典」劉樹成主編2004年（参考文献1.）にも記載されており、「公の統計に入っていない透明性の欠ける収入で、金銭収入と実物収入がある。その源は複雑で、統計に載らない兼職収入などの合法的な収入と、賄賂等の非合法的な収入がある」と定義されている。

⁷ 別の推計では、隠性収入の80%は、人口の10%を占める特権階級に属するとされている（中国社会科学院人口労働経済研究所長、5月2日付中青在线）。

(2) 所得格差・貧困問題へのインプリケーション

上記推計を前提とすると、明らかに、隠性収入を考慮した場合、所得格差は表向きの統計で言われている以上に大きいことになる。中国国家统计局は、いつの間にか、全国および都市部のジニ係数を発表しなくなったが、1月17日の記者会見で、記者の質問に答える形で、その理由として、そもそもジニ係数は、定期的に発表すべき基礎的な統計とは性格が異なることに加え、現状、都市部の高所得者の収入の正確な把握が困難で、そのため都市部のジニ係数が低めに出るきらいがあるためと述べている。これは当局も、高所得層ほど把握できない隠性収入が多い可能性を認めたことに他ならない(なお、同記者会見では、農村の2011年ジニ係数は0.3892で「これは、相対的に合理的な水準」だと発言されている)。しかしこれに対しては、必ずしも隠性収入が、一方的に所得格差を拡大させているわけではないとの指摘もある。たとえば、中国経営網評論(2011年3月)は、多くの農民は出稼ぎで得た収入を隠性収入にしており、これが考慮されていないジニ係数は、むしろ実態より高めに出る傾向にあると指摘している。筆者の周りも含め、一般の中国人家庭が、正規の給与だけからは考えられないような豊かな生活をしているという印象は、あちこちで聞かれる。隠性収入は、普遍的に社会全体に広まっていると思われるが、少なくとも、現金でない様々なフリンジ・ベネフィットは大型国有企業幹部等の高収入の方が恵まれており、それらも含めた実質的な所得格差は、統計上のそれより大きい可能性の方が高い。しかし他方で、低収入者の隠性収入の限界効用は、富裕層より高いはずであり、隠性収入の存在によって、所得格差拡大に対する不満が、なんとか爆発しなかったということも言えるかもしれない。言い換えれば、隠性収入の存在が、公式統計から見られる絶対的貧困の状態を実は緩和しており、良くも悪くも社会の安定化に寄与してきたという皮肉な側面があるのではないか。

仮に恒常的に公表GDPの30%程度の隠れた所得が存在してきたとすると、統計上は、ドル換算で、2010年に中国のGDPは日本を上回って世界第二位となったとされているが、(日本には、全くそうした隠性収入がないと仮定して)実際はリーマン・ショック以前の2007年頃には、すでに日本を大きく上回っていたことになる。人民元相場が過小評価されてきたきらいがあることを勘案し、購買力平価(PPP)ベースで見ると、2001年すでに中国GDPは日本を抜いているが(IMF統計)、さらにこれに隠性収入を加味すると、単純計算では、日中GDPの逆転は、実質的には、1997-98年のアジア金融危機頃、あるいはその前にすでに生じていたことになる。

図表4 中日米のGDP規模（単位：10億米ドル）

	1995年	2000年	2005年	2010年
中国	728	1,198	2,257	5,878
	1,835	3,015	5,364	10,120
日本	5,264	4,667	4,552	5,459
	2,819	3,215	3,873	4,324
米国	7,415	9,951	12,623	14,527

（注）中日欄の2段目の計数は購買力平価ベースで見たもの
（出所）IMF World Financial Statistics より大和総研作成

さらに隠性収入は表にでないため、当然のことながら、徴税を免れている。中国の給与に対する所得税は累進税率になっており、7所得階層別に3-45%の累進税率、課税最低限（起征点）は月当り3,500元である（2011年改訂されたもの）。元来中国では、個人所得税の税収全体に占める比率は大きくなく、2011年実績で見ると、税収8兆9,720億元のうち、個人所得税は6,054億元と約6.7%にすぎない。過去10年間で見てもおおむね6-7%、主たる税項目は、増値税（一般的にモノにかかる消費税）、営業税（サービスにかかる消費税）、消費税（奢侈品にかかる個別物品税）等の間接税で、個人所得税は、政府の収入源としてというより、むしろその所得再分配機能が期待されているものだ。然るに、給与以外の個人営業所得は5階層別で5-35%、特許権収入や利子、キャピタルゲインは20%のフラット税率で、総合課税がなされておらず、個人所得税の所得再分配機能は不十分と指摘されてきた。こうした給与以外の収入も、表に出ていれば（顕性収入）、たとえ低い税率であれ一応は課税されるが、こうした収入は捕捉が難しく、隠性収入の一部になり、課税すらされていないことが多い。さらに、隠性収入全体が伝えられるような大きな規模ということになると、個人所得税の所得再分配効果は、考えられている以上に形骸化していることになる。税制によって隠性収入を根絶することはできないにしても、それを表に出すこと（顕化）によって課税対象とし、税制の所得再分配機能を高めることが正しい方向だが、上に述べたように、課税を免れている隠性収入の存在が貧困状態を緩和し、社会の安定に一定の寄与をしているとすれば、問題はなかなか複雑であると言わなければならない。

以上

<参考文献>

1. 劉樹成主編「現代経済辞典」中国社会科学院経済研究所編、2004年、鳳凰出版社
2. 中国国務院「中国農村扶貧開発的新進展」白皮書、2011年11月
3. 人民網、環球時報、中国網絡電視台、中国扶貧網等中国語サイト
4. 金森俊樹「アジアを通して見る経済成長と貧困削減—古くて新しい問題—」、国際金融2011年12月号、外国為替貿易研究会
5. 金森俊樹「中国における格差問題をどう見るか」、大和総研コンサルティングインサイト（2010年8月2日掲載）